

千葉県トライアスロン連合規約新旧対照表

現	改定 (案)
<p style="text-align: center;">千葉県トライアスロン連合規約 第1章 総 則</p> <p>第1条 (名称) <u>本会</u>は、千葉県トライアスロン連合 (CTU) という。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第2条 (事務局) <u>本会</u>は、<u>事務局を千葉県内に置く。</u></p> <p>第3条 (目的) <u>本会</u>は、日本トライアスロン連合 (JTU) の加盟団体として、千葉県内におけるトライアスロン競技会を統括・代表し、トライアスロン競技、デュアスロン競技及びそれらの関連競技 (以下、総称してトライアスロンという) の普及及び振興を図り、もってトライアスロン競技者とスポーツ愛好者の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第4条 (事業) <u>本会</u>は、<u>前条の</u>目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トライアスロンに関する競技及びルールの研究と指導 2. トライアスロン普及のための組織の充実及び運営に関する研究 3. トライアスロンに関する講習会の開催及び指導者の育成 4. トライアスロンに関する競技会の開催及び各種大会の公認・後援・主管・協力 5. トライアスロン普及のための一般スポーツ愛好者への参加勧誘 6. トライアスロンの安全のための運営・技術・科学・医学面等の研究 7. その他<u>本会</u>の目的を達成するための必要な事業 <p style="text-align: center;">第3章 資産及び会計</p> <p>第5条 (資産)</p>	<p style="text-align: center;">千葉県トライアスロン連合規約 第1章 総 則</p> <p>第1条 (名称) <u>本連合</u>は、千葉県トライアスロン連合と称する。<u>また、英文名にては Chiba Triathlon Union (CTU) と称する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第2条 (目的) <u>本連合</u>は、日本トライアスロン連合 (JTU) の加盟団体として、千葉県内におけるトライアスロン競技会を統括・代表し、トライアスロン競技、デュアスロン競技及びそれらの関連競技 (以下、総称してトライアスロンという) の普及及び振興を図り、もってトライアスロン競技者とスポーツ愛好者の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 (構成) <u>本連合</u>は、<u>会員及び協賛会員により構成される。</u></p> <p>第4条 (事業) <u>本連合</u>は、<u>第2条に定める</u>目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トライアスロンに関する競技及びルールの研究と指導 2. トライアスロン普及のための組織の充実及び運営に関する研究 3. トライアスロンに関する講習会の開催及び指導者の育成 4. トライアスロンに関する競技会の開催及び各種大会の公認・後援・主管・協力 5. トライアスロン普及のための一般スポーツ愛好者への参加勧誘 6. トライアスロンの安全のための運営・技術・科学・医学面等の研究 7. その他<u>本連合</u>の目的を達成するための必要な事業 <p style="text-align: center;">第3章 資産及び会計</p> <p>第5条 (資産)</p>

<p>本会の資産は主として次のものから成る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員の会費及び協賛金 2. 大会主催、公認、後援、主管、協力等による収入 3. 講習会、記録会、スクール、クリニック等の収入 4. 会報における広告収入 5. 寄付金品 6. その他の収入 <p>第6条（資産の保管） 本会の資産は、理事会の管理下におき会長がこれを保管する。但し、会長は資産のうち、現金については預金等安全且つ有利な方法にて保管するよう努める。</p> <p>第7条（資産の処分） 本会の資産は、理事会の承認の下に処分することが出来る。但し、本会の事業遂行上に支障をきたすおそれのある重要な資産の処分は総会の承認を受けなければならない。</p> <p>第8条（予算及び決算） 1. 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会が作成し、会長が総会に提出してその承認を得なければならない。 2. 本会の事業計画遂行の結果に関する事業報告及び決算は理事会が作成し、会計監事の意見を付して会長が定時総会に報告し承認を得なければならない。</p> <p>第9条（義務負担及び権利の放棄） 本会が新たに義務を負担し（借入金を含む）または権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。但し、その会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除くものとする。</p> <p>第10条（会計年度） 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。</p> <p>第11条（会員） 1. 本会は、正会員と協賛会員を以って構成する。 2. 正会員とは、千葉県に在住・在勤・在学者で、本会の主旨・目的に賛同し所定の申し込み</p>	<p>1. 本連合の資産は主として次のものから成る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会員の会費及び協賛金 (2) 大会主催、公認、後援、主管、協力等による収入 (3) 講習会、記録会、スクール、クリニック等の収入 (4) 会報における広告収入 (5) 寄付金品 (6) その他の収入 <p>2. 本連合の資産の会員への配分は行わない。</p> <p>第6条（資産の保管） 本連合の資産は、理事会の管理下におき理事長がこれを保管する。但し、理事長は資産のうち、現金については預金等安全且つ有利な方法にて保管するよう努める。</p> <p>第7条（資産の処分） 本連合の資産は、理事会の承認の下に処分することが出来る。但し、本連合の事業遂行上に支障をきたすおそれのある重要な資産の処分は総会の承認を受けなければならない。</p> <p>第8条（予算及び決算） 1. 本連合の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会が作成し、理事長が総会に提出してその承認を得なければならない。 2. 本連合の事業計画遂行の結果に関する事業報告及び決算は理事会が作成し、監事の意見を付して理事長が定時総会に報告し承認を得なければならない。</p> <p>第9条（義務負担及び権利の放棄） 本連合が新たに義務を負担し（借入金を含む）または権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第10条（会計年度） 本連合の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 組織</p> <p>第11条（会員） 1. 正会員とは、千葉県に在住・在勤・在学者で、本連合の主旨・目的に賛同し所定の申し込み手続きを行い、理事会で定めた会費を納付した者と言う。</p>
---	---

<p>手続きを行い、理事会で定めた会費・<u>JTU 登録料</u>を納付した者を言う。</p> <p>3. <u>正会員</u>の登録は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。<u>継続登録の受付は、12月発行の会報に掲載し3月31日までとする。</u></p> <p>4. 正会員の権利は、CTU 主催大会の優先出場・<u>年4回の会報</u>・総会の議決権を有す。</p> <p>5. 協賛会員とは、<u>本会</u>の活動に協賛する個人・会社・その他団体で、<u>本会</u>所定の協賛会費を納付した者を言う。</p> <p>6. 会員に、<u>本会</u>の主旨・目的を逸脱し<u>本会</u>の信用を著しく毀損する行為があったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。</p>	<p>2. 正会員の権利は、CTU 主催大会の優先出場・<u>年2回以上発行の会報受信</u>・総会の議決権を有す。</p> <p>3. 協賛会員とは、<u>本連合</u>の活動に協賛する個人・会社・その他団体で、<u>本連合</u>所定の協賛会費を納付した者を言う。<u>なお、協賛会員は、総会の議決権を有しない。</u></p> <p>4. <u>会員</u>の登録は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>5. 会員に、<u>本連合</u>の主旨・目的を逸脱し<u>本連合</u>の信用を著しく毀損する行為があったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。</p> <p>6. <u>会員は、本連合から期中に脱退するときは、所定の届出を提出しなければならない。</u></p> <p>7. <u>会費は、いかなる理由によっても、払い戻しはしない。</u></p> <p>第12条 (役員) <u>本連合には、理事を20名以上置く。</u></p> <p>第13条 (名誉会長・顧問) <u>本連合には、名誉会長を置くことができる。</u></p> <p><u>2. 本連合には、必要に応じ顧問を置くことができる。</u></p> <p><u>3. 名誉会長及び顧問は、理事会によって選任される。</u></p> <p><u>4. 名誉会長及び顧問は、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 総 会</p> <p>第14条 (総会)</p> <p><u>1. 総会は、正会員を以って構成される。</u></p> <p><u>2. 定時総会は、原則として毎年1月に開催し、理事長が事前に書面等により正会員に開催を通知する。但し、緊急止むを得ないと認められる場合は適宜必要な方法にて通知することで足りる。</u></p> <p><u>3. 理事長は、正会員の20分の1以上、理事の3分の2以上から総会の目的事項を示して開催請求のあったとき、<u>その他規約の定め</u>に該当するときは、<u>臨時総会を速やかに招集しなければならない。</u></u></p> <p><u>4. 総会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議長の指名した議事録署名人がこれに署名する。</u></p>
--	---

<p>第12条 (役員) 本会には、以下の役員を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>・名譽会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>・会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>・副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>・理事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>・副理事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>・理事</td><td><u>30名以内</u></td></tr> <tr><td>・会計監事</td><td>2名以内</td></tr> <tr><td>・顧問</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>・事務局長</td><td><u>1名</u></td></tr> </table> <p>第13条 (役員を選任) 本会の理事は、次の各号に挙げる者の内から総会で選任し、<u>その他の役員は理事会で定める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学識経験者 2. 正会員・協賛会員 <p>第14条 (役員職務) 1. 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表</p>	・名譽会長	1名	・会長	1名	・副会長	若干名	・理事長	1名	・副理事長	若干名	・理事	<u>30名以内</u>	・会計監事	2名以内	・顧問	若干名	・事務局長	<u>1名</u>	<p>第15条 (総会の議決事項) 総会では次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>事業計画及び事業報告の承認</u> (2) <u>予算及び決算の承認</u> (3) <u>重要な資産の処分及び借入金に関する事項</u> (4) <u>理事の選出</u> (5) <u>本連合の合併及び解散</u> (6) <u>本規約を含むその他本連合規則の制定及び改廃</u> (7) その他、本連合の事業に重大な影響を及ぼす事項 <p>第16条 (総会の定足数等) 1. 総会の定足数は、正会員の10分の1以上とし、議決数は出席正会員の過半数とする。但し、いずれも委任状による出席者を含む。 2. 正会員が委任状により総会に出席しようとするときは、<u>他の正会員に決議を委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 理事及び理事会</p> <p>第17条 (理事の選任) 本連合の理事は、次の各号に挙げる者の内から総会で選任する。ただし、学識経験者を理事に選任する場合、その総数は理事総数の半数を超えないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学識経験者 2. 正会員・協賛会員 <p>2. 本連合には、<u>以下の常任理事を置き、その選任は原則として理事の中から理事会の決議により行う。</u></p> <table border="0"> <tr><td>・会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>・副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>・理事長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>・副理事長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>・監事</td><td>2名以内</td></tr> <tr><td>・事務局長</td><td>1名</td></tr> </table> <p>第18条 (常任理事の職務) 1. 会長は、本連合の業務を統括し、本連合を代</p>	・会長	1名	・副会長	若干名	・理事長	1名	・副理事長	若干名	・監事	2名以内	・事務局長	1名
・名譽会長	1名																														
・会長	1名																														
・副会長	若干名																														
・理事長	1名																														
・副理事長	若干名																														
・理事	<u>30名以内</u>																														
・会計監事	2名以内																														
・顧問	若干名																														
・事務局長	<u>1名</u>																														
・会長	1名																														
・副会長	若干名																														
・理事長	1名																														
・副理事長	若干名																														
・監事	2名以内																														
・事務局長	1名																														

<p>する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時に、会長が予め指定した順により、会長を代行してその職務を行う。</p> <p>3. 理事長は理事会の議決に基づき業務を掌握し、会長・副会長が共に事故ある時に、その職務を代行する。</p> <p>4. 副理事長は、理事長が欠けた時にその職務を代行する。</p> <p>5. 理事は、理事会の構成員として第23条の議決事項を議決し、執行する。</p> <p>6. 名誉会長及び顧問は、理事会及び総会に出席し意見を述べるができる。</p> <p>第15条 (会計監事の職務) 会計監事は、本会の業務及び資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の資産の状況の監視 2. 理事の職務執行の監視 3. 資産の状況又は職務の執行について、不正の事実を発見した時の理事会への報告 4. 決算書の監視及び総会における監査の結果報告 5. 全3・4号の報告のため必要がある時の理事会の招集 <p>第16条 (役員任期) 1. 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、原則として2年毎に役員3分の1を入れ替える。</p> <p>2. 欠員が生じ又は増員の結果選任された役員任期は、前任者又は現役員残任期間とする。</p> <p>3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。</p> <p>第17条 (役員解任) 理事会は、役員に次の各号の一つに該当する時は、出席理事の4分の3以上の議決により役員を解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認めるとき。 2. 著しく職務上の義務に違反し、又は役員たるにふさわしくない言動があると認められる時。 <p>第18条 (事務局) 1. 本会の事務を処理するために事務局を置く。</p>	<p>表する。</p> <p>2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時に、会長が予め指定した順により、会長を代行してその職務を行う。</p> <p>3. 理事長は理事会の議決に基づき業務を掌握、執行を統括し、会長・副会長が共に事故ある時に、その職務を代行する。</p> <p>4. 副理事長は、理事長が欠けた時にその職務を代行する。</p> <p>5. 理事は、第15条の議決事項を執行するとともに、理事会に出席し、第23条の議決事項を議決し、執行する。</p> <p>第19条 (監事の職務) 監事は、本連合の業務及び資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本連合の資産の状況の監視 (2) 理事の職務執行の監視 (3) 資産の状況又は職務の執行について、不正の事実を発見した時の理事会への報告 (4) 決算にかかる計算書類等の監査及び総会における監査の結果報告 (5) 前3・4号の報告のため必要がある時の理事会の開催請求 <p>第20条 (理事任期) 1. 本連合の役員任期は2年とし、連続する6期間を限度とする。</p> <p>2. 本連合の常任理事の任期は2年とし、連続する4期を限度とする。</p> <p>3. 欠員が生じ又は増員の結果選任された常任理事の任期は、前任者又は現常任理事の残任期間とする。</p> <p>4. 常任理事は、原則としてその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。</p> <p>第21条 (理事解任) 理事会は、理事に次の各号の一つに該当する時は、出席理事の4分の3以上の議決により理事を解任することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認めるとき。 (2) 著しく職務上の義務に違反し、又は理事たるにふさわしくない言動があると認められる時。 <p>第22条 (事務局・事務局長) 1. 本連合の事務を処理するために千葉県内に事務局を置く。</p>
---	--

<p>2. 事務局には事務局長の他必要な職員を置く。</p> <p>3. <u>事務局長その他の職員の採否・解雇及び給与の決定等は、理事会の承認を得て会長が行う。</u></p>	<p>2. 事務局には事務局長の他必要な職員を置く。</p> <p>3. <u>事務局長は、本連合の事務の処理を統括する。</u></p> <p>4. <u>事務局職員の採否・解雇並びに事務局長及び事務局職員の給与の決定等は、理事会が行う。</u></p>
<p>第4章 総 会</p>	
<p>第19条 (総会)</p>	
<p>1. 正会員を以て構成される定時総会は、原則として毎年1月に会長が招集する。<u>但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することが出来る。</u></p>	
<p>2. 正会員の<u>4分の3以上</u>、又は理事の3分の2以上から総会の目的事項を示して開催請求のあったときは、<u>会長は臨時総会を速やかに招集しなければならない。</u></p>	
<p>第20条 (総会の議決事項)</p>	
<p>総会では次の事項を決議する。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>理事の選出</u> 2. <u>事業計画及び事業報告の承認</u> 3. <u>予算及び決算の承認</u> 4. <u>本会の解散</u> 5. <u>本規定の変更及び改廃</u> 6. その他、<u>本会</u>の事業に重大な影響を及ぼす事項 	
<p>第21条 (総会の定足数等)</p>	
<p>1. 総会の定足数は、正会員の10分の1以上とし、議決数は出席正会員の過半数とする。但し、いずれも委任状による出席者を含む。</p>	
<p>2. 正会員が委任状により総会に出席しようとするときは、理事会又は他の正会員に委任しなければならない。</p>	
<p>第5章 理 事 会</p>	
<p>第22条 (理事会)</p>	
<p>1. 理事会とは第12条に記載する役員のうち、名誉会長と顧問を除く役員をもって構成する。</p>	
<p>2. 理事会は、毎年<u>2回</u>理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を開催する。</p>	
<p>3. 理事会に付議する事項は、事前に理事</p>	
<p>第23条 (理事会)</p>	
<p>1. 理事会は、<u>理事をもって構成する。</u></p>	
<p>2. 理事会は、毎年<u>4回以上</u>開催する。但し、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を開催する。</p>	
<p>3. <u>理事会の議長は、理事長が務める。</u></p>	
<p>4. 理事会に付議する事項は、事前に<u>書面等により理事に通知する</u>。但し、緊急止むを得ない</p>	

<p>等に通知する。但し、緊急止むを得ないと認められる場合は<u>この限りではない。</u></p> <p>第23条（理事会の議決事項） 次に掲げる事項については、理事会で議決する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画及び予算案の作成 2. 事業報告及び決算書の作成 3. 重要な資産の処分及び借入金に関する事項 4. 理事以外の役員及び事務局職員・専門委員の選任 5. その他、第4条の事業の執行に必要な事項 <p>第24条（理事会の定足数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会の定足数は構成員の過半数とする。但し、委任状による出席者を含む。 2. 理事会の議決数は原則として出席構成員の過半数とし、可否同数の時は理事長の決する所による。 <p style="text-align: center;">第6章 専門委員会</p> <p>第25条（専門委員会） <u>会</u>の事業遂行のため必要があるときは、理事会の承認に基づき専門委員会を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 補 足</p> <p>第26条（残余資産の処分） <u>本会</u>の解散に伴う残余資産は、<u>理事会構成員の4分の3以上の承認を得て、本会</u>の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第27条（書類及び帳簿の備付等） <u>本会</u>の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令によりそれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規約 2. 役員及び事務局職員の名簿 3. 資産台帳及び負債台帳 4. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 5. 理事会の議決に関する書類 	<p>と認められる場合は、<u>適宜必要な方法にて通知すること</u>で足りる。</p> <p>5. <u>理事会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した理事がこれに署名する。</u></p> <p>第24条（理事会の議決事項） 次に掲げる事項については、理事会で<u>決議</u>する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画及び予算案の作成 (2) 事業報告及び決算書案の作成 (3) 総会付議事項 (4) 理事以外の役員及び事務局職員・専門委員の選任 (5) その他、第5条の事業の執行に必要な事項 <p>第25条（理事会の定足数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会の定足数は構成員の過半数とする。但し、委任状による出席者を含む。 2. 理事会の議決数は<u>規約にて別に定めのある場合を除き</u>、出席構成員の過半数とし、可否同数の時は理事長の決する所による。 <p style="text-align: center;">第7章 専門委員会</p> <p>第26条（専門委員会） <u>本連合</u>の事業遂行のため必要があるときは、理事会の<u>決議</u>に基づき専門委員会を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 補 足</p> <p>第27条（残余資産の処分） <u>本連合</u>の解散に伴う残余資産は、<u>総会の決議により本連合</u>の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第28条（書類及び帳簿の備付等） <u>本連合</u>の事務局に次の書類及び帳簿を備えなければならない。但し、他の法令によりそれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各種規約 (2) 理事及び事務局職員の名簿 (3) 資産台帳及び負債台帳 (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (5) 総会の決議に関する書類
--	--

千葉県トライアスロン連合規約新旧対照表

<p>6. 官公署往復書簡 7. その他、必要な書類及び帳簿</p> <p>第28条 (細則) この規約についての細則は理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>第29条 (施行) この規約は、平成8年1月21日より施行する。<u>但し、第20条5規定により変更及び改廃もある。</u></p>	<p>(6) 理事会の決議に関する書類 (7) 官公署往復書簡 (8) その他、必要な書類及び帳簿</p> <p>第29条 (細則) この規約についての細則は理事会の決議を経て別に定める。</p> <p>第29条 (改廃・施行) 1. この規約の改廃は、<u>総会の決議により行う。</u> 2. 平成8年1月21日より施行する。 <u>平成18年1月22改定、即日施行。</u></p>
---	--